第４４１回上山市農業委員会総会議事録

１　期　　日　　令和７年６月２５日（水）午後１時３０分開会
２　場　　所　　市役所　４０１・４０２会議室
３　出席委員　　１６人

１番　井上隆市委員	~~２番　江口勘四郎委員~~	３番　尾形智代委員
４番　上妻一実委員	５番　羽島誠一委員	６番　吉田敏恵委員
７番　黒田浩次委員	８番　冨田憲一委員	９番　山川光照委員
１０番　奈良崎洋一委員	１１番　長沼健司委員	１２番　松田陽一委員
１３番　鈴木萬四郎委員	１４番　後藤敏秀委員	１５番　原田広幸委員
１６番　木村辰也委員		

出席推進委員　　７人
平吹正見推進委員、水沼純一推進委員、関野晴美推進委員、北澤徹推進委員、
木村武志推進委員、稲毛博推進委員、鈴木章推進委員
傍聴　　なし

４　欠席委員　２番　江口勘四郎委員
５　議事日程
日程１　諸般の報告
日程２　議事録署名委員の指名
日程３　議　第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
日程４　議　第２号　上山の農業の振興に関する計画の検証に係る意見について
日程５　報告第１号　農地法第５条の規定による農地転用届出書の受理について
日程６　報告第２号　農地法施行規則第 29 条第１号の規定による農地転用届出書の受理について
日程７　報告第３号　農地法第１８条の規定による通知書の受理について
日程８　報告第４号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について
日程９　報告第５号　使用貸借契約の解約書の届出について
日程 10　報告第６号　非農地証明書の交付について

６　事務局出席職員
事務局長　伊藤智彦、係長　柏倉昌範、係員　谷澤貴子、係員　伊藤亜子

7　会議の概要

議長 （会長）	定刻になりましたので、６月１８日に告示になりました、第４４１回上山市農業委員会総会を開会します。 出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程により進めます。
議長	日程１、諸般の報告でありますが、事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。第１、招集告示について、令和７年６月１８日、上山市農業委員会告示第６号により、令和７年６月２５日、第４４１回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。 第２、出席告知について、令和７年６月１８日付け農委第１１７号をもって、第４４１回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。 第３、総会資料の配付について、第４４１回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配付しております。 第４、総会出欠委員数について、委員定数１６人、現在出席委員１５人となっております。なお、２番、江口勘四郎委員から欠席する旨の連絡がきております。また、推進委員が７人出席しております。以上で報告終わります。
議長	日程２、議事録署名委員の指名でありますが、上山市農業委員会総会会議規則第２９条の規定により、議長において、３番、尾形智代委員、１０番、奈良崎洋一委員を指名いたします。
議長	日程３、議第１号、農地法第３条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに所有権の移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	議第１号、農地法第３条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の１ページをお開きください。３件の申請がございました。 整理番号１について説明いたします。譲渡人は山形市在住の〇〇氏、自営業、譲受人は下生居在住の〇〇氏、農業兼会社役員であります。下生居地内の畑２筆について、所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件とし

	ては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であることから、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。１０番、奈良崎洋一委員。
奈良崎委員	整理番号１について、現地調査の結果を報告します。１９日に○○氏と現地調査を行いました。○○氏の所有する畑の隣接地で、集約するもので問題ないかと思われます。今後はキウイを植える予定とのことです。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号１については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号２について事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２について説明いたします。譲渡人は山形市在住の○○氏、無職、譲受人は北町在住の○○氏、会社員であります。北町地内の畑１筆について、所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。１２番、松田陽一委員。

松田委員	整理番号２について、現地調査の結果を報告します。２０日に〇〇氏から現地で話を伺いました。当該地は〇〇氏の自宅の目の前にある土地になります。〇〇氏は〇〇氏の妻の母であり、以前よりこの土地を〇〇氏が耕作しておりました。名義を移したら良いのではないかとのことで今回の案件に至ります。現在はとうもろこしが植えられており、今後も耕作するとのことです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号２については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号３について事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号３について説明いたします。譲渡人は宮城県仙台市在住の〇〇氏、無職、譲受人は小倉在住の〇〇氏、農業であります。小倉地内の畑１筆について、所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。４番、上妻一実委員。
上妻委員	整理番号３について、現地調査の結果を報告します。１９日に〇〇氏と現地を確認してきました。〇〇氏は、田んぼはほとんど貸しておりますが畑が少し残っており、そこが〇〇氏の田のすぐ近くであったことから買ってもらえないかと話が進んだことにより今回の案件に至ります。〇〇氏は糠やもみ殻を一時置く所に使いたいとのことです。許可相当と

	思われますがよろしくご審議お願いします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号３については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に使用貸借権の設定について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	使用貸借権の設定について説明いたしますので、議案書の２ページをお開きください。１件の申請がございました。 整理番号１について説明いたします。貸し人は阿弥陀地在住の〇〇氏、無職、借り人は阿弥陀地在住の〇〇氏、農業、両者は祖父と孫の関係であります。藤吾地内の畑１筆、阿弥陀地地内の田４筆、畑７筆について、使用貸借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。借り人の要件としては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。１４番、後藤敏秀委員。
後藤委員	整理番号１について、現地調査の結果を報告します。〇〇氏は新規就農希望者で、今回は祖父の土地を、先月は父の土地を貸借します。農業者年金の関係でひと月ずれた貸借となりました。飼料作物関係を作るとのことで問題ないかと思われますが、よろしくご審議お願いします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

	（なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち使用貸借権の設定の整理番号１については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。
議長	日程４、議第２号、上山の農業の振興に関する計画の検証に係る意見について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第２号、上山の農業の振興に関する計画の検証に係る意見について説明いたします。 別冊の「議第２号　上山の農業の振興に関する計画の検証に係る意見について」をご覧ください。はじめに２ページ目をご覧ください。こちらは市から示されている資料となりますが、市の農業振興策として農業振興地域整備計画を補完する計画、２７号計画といわれる計画について、市が定期的に検証する必要があることから農業委員会をはじめとする関係機関から意見を聴取するものであり、このたび令和４年に策定した２７号計画について当委員会に意見が求められているものです。 当該計画は、原口地区に農家民宿と農家レストランを建設することにより、かみのやまワインによる農業振興を図ることを目的としており、２７号計画により目指す農業振興の方策については、記載のとおりです。 対象施設及び検証内容等については、令和６年度目標と実績は記載のとおりであり、目標の達成状況は農家民宿９．５％、農家レストラン１６．２％。地域の農業振興への寄与に対する検証結果（案）としては、当初見込んでいたグループ利用ではなく２名での利用が多いなど、宿泊者数、利用者数ともに数値目標の達成に至ってはいないものの、上山農産物の魅力の発信、新たな顧客層の発掘及び交流人口拡大など地域の農業振興に寄与していると記載されております。 １ページをご覧ください。事務局といたしましては、目標達成に至っていないものの、地域の農業の振興に寄与していると認められるものと

	した意見等を付して本委員会の回答といたしたいと考えております。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑、意見があれば発言を許します。
原田委員	達成状況の一部とは具体的にどういうことか。
事務局	２７号計画については農業の振興に寄与しているかどうかという観点で意見が求められているものになります。数値目標としては達成しておりませんが、農家民宿とレストランについては事業を実施していることから一部達成としているものであります。
原田代理	一つの事業として考えた場合、何年後に黒字化するというのはあるのか。
事務局	そちらについては黒字化の計画は立てていると推測しておりますが、今回求められている意見は寄与しているかどうかという点になります。
木村会長	今回意見を求められているのは黒字化するかどうかではなく、上山のワインの郷の農業の発展に寄与しているかどうかであり、目標の達成という話ではありません。
原田代理	心配しているのは黒字にならなかったらどうするのかということである。
木村会長	それについて聞いているわけではありません。
原田代理	納得は出来ないが分かりました。
事務局長	補足で、先方も当初見込んでいた利用形態にコロナ禍の影響で至っていないというのは考えているところであるためこのような記載をさせていただきましたが、代理が危惧することも分かりますので企業側については農林夢づくり課として話を聞いていくところであります。
長沼委員	これは何年間検証するのか。また、前年に何人来ていたか書いてもらえると分かりやすい。
事務局	検証の期間は５年間になり、今回が２年目になります。昨年の数値に

	関しましては農家民宿の宿泊者数が、目標７２０人に対して３１人で達成率は３．４％になります。農家レストランにつきましては目標３０００人のところ、実績が２００人で達成率は６．７％になります。昨年よりは増加しているということになります。
議長	その他質問ございますか。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。上山の農業の振興に関する計画の検証に係る意見については、原案の通り決することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。
議長	日程５、報告第１号、農地法第５条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第１号、農地法第５条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の３ページをお開きください。１件の届出がございました。 整理番号１について説明いたします。譲渡人は金生東一丁目在住の〇〇氏、農業、譲受人は山形市在住の〇〇氏、教員です。金生東一丁目地内の畑２筆について、共同住宅を建築するため転用するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。
議長	日程６、報告第２号、農地法施行規則第２９条第１号の規定による転

	用届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第２号、農地法施行規則第２９条第１号の規定による転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の４ページをお開きください。１件の届出がございました。 農地法施行規則第２９条第１号では、自作地において２アール未満の農業用施設に転用する場合は転用許可不要とされていることから、上山市では届出を提出いただくこととしています。 整理番号１について説明いたします。届出者は美咲町一丁目在住の〇〇氏、会社員兼農業であります。中生居地内の畑１筆について、農業用倉庫を設置するため転用するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。
議長	日程７、報告第３号、農地法第１８条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第３号、農地法第１８条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の５ページをお開きください。１件の届出がございました。 整理番号１について報告いたします。貸し人は小倉在住の〇〇氏、借り人は山形市在住の〇〇氏であります。小倉地内の田５筆、畑９筆について解約するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。

議長	日程８、報告第４号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第４号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の６ページをお開きください。１０件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号２、４、８、１０については、農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。
議長	日程９、報告第５号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第５号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたしますので、議案書の７ページをお開きください。２件の届出がございました。 整理番号１について報告いたします。貸し人は阿弥陀地在住の〇〇氏、借り人は阿弥陀地在住の〇〇氏であります。阿弥陀地地内の畑２筆について解約するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は、決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
事務局長	整理番号２について報告いたします。貸し人は阿弥陀地在住の〇〇氏、借り人は阿弥陀地在住の〇〇氏、両者は親子であります。先ほど議決いただきました農地法第３条の規定による使用貸借権の設定に伴い、藤吾地内の畑１筆、阿弥陀地地内の田４筆、畑８筆について解約するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。
議長	日程１０、報告第６号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第６号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の８ページをお開きください。１件の申請がございました。 整理番号１について報告いたします。申請人は東町在住の〇〇氏であります。東町地内の田１筆について申請があったものです。駐車場として利用するため、平成３０年に５条の届出をしていましたが、地目変更を怠っていたため、非農地証明書を発行したものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり） 発言なしと認めます。
議長	最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。 以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

（午後２時４分終了）

議事録署名委員

議事録署名委員